

世田谷区民合唱団規約

(名 称)

1. この合唱団は、世田谷区民合唱団（以下「団」という。）という。

(目 的)

2. 区民の音楽文化の向上を目指し、区民相互の交流を促進することを目的とする。

(構 成)

3. 団は、世田谷区在住又は在勤、在学する満16歳以上の合唱愛好者による。なお、入団後転居、転勤等で区外に転出した場合でも、団に対する貢献が著しい方等は、引き続き団員と認める。

(事務局)

4. 合唱団及び事務局の所在地は運営委員長方に置く。

(活 動)

5. 団は目的達成のため次の活動を行う。
 - (1) 各種演奏会の開催。
 - (2) 定期練習及び臨時練習。
 - (3) ほかの音楽団体との交流親睦。
 - (4) そのほか、団の目的達成のため必要な事項。

(運営委員会)

6. 団の運営にあたるため運営委員会を置く。
 - (1) 運営委員は、団員による推薦又は選挙の結果を踏まえ、別に定める選考委員会が選任案を作成し、総会に付議して承認を得るものとする。
 - (2) 委員の構成は、運営委員長1名・副運営委員長2名及び書記2名・会計2名とする。なお、委員が必要とする場合は補佐を依頼し、運営委員会が承認することが出来る。
 - (3) 委員長は、団を代表し団の運営を統括する。副委員長は、委員長を補佐する。書記は、団の議事等を記録するほか、に庶務を担当する。会計は、団の会計事務を処理するほか予算案・決算案を作成する。
 - (4) 運営委員会は音楽監督を選任し、音楽監督は団員の合唱指導・指導者の派遣を行う。
また、運営委員会は音楽監督として団の指導に功績が認められた場合は、桂冠音楽監督に任命することが出来る。

(拡大運営委員会)

7. (1) 演奏委員長、地区委員長、広報委員長、コミュニケーション委員長及びパートリーダーの代表1名を拡大運営委員会の委員とする。
 - (2) 専門委員長4名は、運営委員と同様選考委員会の選任案に含めて総会に付議し、承認を得るものとする。なお、専門委員長が必要とする場合は補佐を依頼し、運営委員会が承認することが出来る。

(特別委員会)

8. 運営委員長は、必要に応じて特別な分野についての支援を団員に委嘱することが出来る。特別委員会の種類・任期・構成メンバーは運営委員会が決定する。

(会計監査)

9. 団に会計監査2名を置き、団の会計を監査する。会計監査は、選考委員会が選任案を作成し、総会に付議して承認を得るものとする。

(任 期)

10. 運営委員・専門委員長及び監査の任期は原則2年とする。なお、選考委員会の選任及び総会の承認により重任することは妨げない。
但し、その任期は1年とする。以降も同様とする。

(総 会)

11. 総会は、1年1回開くものとする。その他運営委員会で必要と認めた場合及び団員の5分の1以上の請求があった場合、臨時総会を開くことが出来る。

総会は、団員の過半数以上の出席で成立し、次の事項を決議する。

- (1) 年間の活動計画
- (2) 予算・決算及び規約の変更。
- (3) その他、運営委員会で必要と認めた事項。

議事は出席者の過半数以上の同意をもって決定する。

(会 計)

12. (1) 団の会計は、団員の団費収入等をもって充てる。
- (2) 団費の金額は、運営委員会で審議し総会で決定する。
- (3) 経理は、会計が行う。
- (4) 団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資 格)

13. 団員は団費を前納し練習に参加することが出来る。但し、理由なく団費を6ヶ月以上滞納した場合は資格を失う。

(解 散)

14. 団は総会において3分の2以上の同意をもって解散する。

(委 任)

15. この規約に定めるもののほか必要な事項は、運営要領による。

16. 団の創団は、平成元年（1989）6月8日とする。

付則

1. この規約は、平成12年4月5日に一部改正した。
1. この規約は、平成19年4月11日に一部改正した。
1. この規約は、平成21年4月8日に一部改正した。
1. この規約は、平成31年4月17日に一部改正した。
1. この規約は、令和6年4月24日に一部改正した。